

一般社団法人日本ペインクリニック学会支部細則

- 第1条** 本細則は、(社)日本ペインクリニック学会定款第一章第3条に基づき、支部に必要な事項を定める。
- 第2条** 次の各地区に支部を置く。尚、当分の間、支部を細分化した活動も、第3条の条件を満たす場合は支部活動の一環として認める。
- (1) 北海道 (2) 東北(青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島) (3) 北関東(栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉)・信越(山梨、長野、新潟) (4) 東京・南関東(神奈川) (5) 東海(静岡、愛知、岐阜、三重)・北陸(富山、石川、福井) (6) 関西(滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫) (7) 中国(島根、鳥取、岡山、広島、山口)・四国(香川、愛媛、徳島、高知) (8) 九州(福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄)
- 2** 支部は、支部長を支部評議員の中から選出し、(社)日本ペインクリニック学会事務局に届け出る。
- 第3条** 本学会の評議員の勤務先をもって支部の評議員とする。
- 第4条** 各支部の評議員数は、会員数を考慮する。
- 第5条** 支部は、当該地区において学術活動などを行う。
- 第6条** 支部における学術活動は、専門医資格更新の資料とする。
- 2** (社)日本ペインクリニック学会からは、各支部の会員数に応じた補助金を交付する。

附 則

- 1** 本細則の改廃は、社員総会の議を経て、会員総会の承認を得なければならない。
- 2** 本細則は、2013年7月13日より施行する。

1994年7月15日制定 1997年7月11日改正 1998年7月24日改正 2000年7月14日改正 2006年7月15日改正
2007年7月8日改正 2009年7月19日改正 2010年7月4日改正 2011年7月24日改正 2012年11月3日改正
2013年7月13日改正